

平成26年度認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく基本的事項の公表

平成27年6月末現在

基金(事業)の名称	認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金により造成された基金
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構
基金額(国庫補助金相当額)	40,500百万円(当初造成額、平成27年6月に25,600百万円を返還済み)
基金事業の目的	自らでは経営改善計画の策定ができない多数の中小企業・小規模事業者に対して、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関(税理士・弁護士・地域金融機関等)を活用し、経営改善計画の策定支援やフォローアップを支援し、経営改善を促進する。
基金事業の概要	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関(税理士・弁護士・地域金融機関等)が、中小企業・小規模事業者に行う経営改善計画の策定支援やフォローアップに係る費用に対し、一部費用負担を行う。
基金事業を終了する時期	なし
基金事業の目標	本事業を通して経営改善に取り組んだ結果としての倒産件数の低減
申請方法	<p>1. 利用申請 中小企業・小規模事業者は、経営改善計画策定支援を実施する認定支援機関と連名で「経営改善支援センター事業利用申請書」を、経営改善支援センターに提出する。</p> <p>2. 計画策定支援・合意形成 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の経営改善計画書策定・合意形成に向けた支援を実施する。</p> <p>3. 支払申請及び支払決定 中小企業・小規模事業者は、計画について金融機関との合意成立後、認定支援機関と連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書」経営改善支援センターに提出する。</p> <p>4. モニタリング 認定支援機関は、経営改善計画の記載に基づき、中小企業・小規模事業者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに提出するとともに「モニタリング費用支払申請書」を提出する。</p> <p>詳しくは下記HPを参照 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html</p>
申請期限	なし
審査基準	<p>(1) 対象事業者 借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援(条件変更や新規融資等)が見込める中小企業・小規模事業者が対象となる。</p> <p>(2) 金融支援の有無 金融機関からの金融支援を受けようとする、あるいは現在金融支援を受けている事業者が引き続き金融支援を受けようとする場合に対象となる。</p>
審査体制	各都道府県ごとに設置された経営改善支援センター(下記HPに一覧を掲示)において申請書の受付及び審査を行っている。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html